

矢作川沿岸地区 河川協議資料作成業務

特 別 仕 様 書

東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容	備 考
第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条	本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
(目 的) 第1-2条	本業務は、全体実施設計「矢作川沿岸地区」における用水計画を精査するとともに、河川協議書(案)及び協議概要説明資料の作成を行うものである。	
(場 所) 第1-3条	本業務の対象とする場所は、愛知県岡崎市、碧南市、豊田市、安城市、西尾市及び額田郡幸田町地内であり、別添位置図に示すとおりである。	
(土地への立入り等) 第1-4条	作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合の補償は、受注者の責任において処理するものとする。	
(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-5条	本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳 格に反映させるものとする。 (1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 (3) その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備 等	
(一般事項) 第1-6条	業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。	
(管理技術者) 第1-7条	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次	

項 目	内 容	備 考																		
(担当技術者) 第 1－8 条 (配置技術者の確認) 第 1－9 条 (保険加入) 第 1－10 条 第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2－1 条 (作業条件) 第 2－2 条	のとおりである。 <table><tr><th>資 格</th><th>技術部門</th><th>選択科目</th></tr><tr><td rowspan="2">技術士</td><td>総合技術監理</td><td>農業―農業土木又は農業農村工学</td></tr><tr><td>農業</td><td>農業土木又は農業農村工学</td></tr><tr><td>博士</td><td>農学</td><td></td></tr><tr><td>シビルコンサルティングマネージャー</td><td>農業土木</td><td></td></tr></table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業―農業土木又は農業農村工学	農業	農業土木又は農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木						
	資 格	技術部門	選択科目																	
	技術士	総合技術監理	農業―農業土木又は農業農村工学																	
		農業	農業土木又は農業農村工学																	
	博士	農学																		
	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木																		
	担当技術者は、共通仕様書第 1-8 条によるものとする。																			
	共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報 の登録にあたっては、次によるものとする。 (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。																			
	受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																			
	本業務の基本事項に関しては、次に示す図書によるものとする。 他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。																			
<table><tr><th>番号</th><th>名 称</th><th>発行所</th></tr><tr><td>1</td><td>国営土地改良事業調査計画マニュアル</td><td>(社) 農業土木事業協会</td></tr><tr><td>2</td><td>国営土地改良事業調査計画マニュアル (案) 「Ⅱ水田かんがい」「Ⅶ環境との調和への配慮」</td><td>農林水産省農村振興局事務連絡</td></tr><tr><td>3</td><td>農業農村整備事業のための河川協議の実務 2011 年度版</td><td>農林水産省農村振興局整備部設計課</td></tr><tr><td>4</td><td>土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水 (水田)</td><td>農林水産省農村振興局</td></tr><tr><td>5</td><td>土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水 (畑)</td><td>農林水産省農村振興局</td></tr></table>	番号	名 称	発行所	1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社) 農業土木事業協会	2	国営土地改良事業調査計画マニュアル (案) 「Ⅱ水田かんがい」「Ⅶ環境との調和への配慮」	農林水産省農村振興局事務連絡	3	農業農村整備事業のための河川協議の実務 2011 年度版	農林水産省農村振興局整備部設計課	4	土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水 (水田)	農林水産省農村振興局	5	土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水 (畑)	農林水産省農村振興局		
番号	名 称	発行所																		
1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(社) 農業土木事業協会																		
2	国営土地改良事業調査計画マニュアル (案) 「Ⅱ水田かんがい」「Ⅶ環境との調和への配慮」	農林水産省農村振興局事務連絡																		
3	農業農村整備事業のための河川協議の実務 2011 年度版	農林水産省農村振興局整備部設計課																		
4	土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水 (水田)	農林水産省農村振興局																		
5	土地改良事業計画設計基準 計画 農業用水 (畑)	農林水産省農村振興局																		
本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1) 作業の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程																				

項 目	内 容	備 考																
(参考図書) 第 2 - 3 条	計画を立案し、監督職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。 (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3) 本業務を実施するに際し、貸与資料を熟読した上で実施するものとする。 本業務の参考とする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるものとする。																	
(貸与資料等) 第 2 - 4 条	貸与資料は、次のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打ち合わせるものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>分 類</th><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現況関係 資料</td><td>事業誌（矢作川総合地区、矢作川第二地区及び新矢作川地区）</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>用水計画資料（新矢作川地区）</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td rowspan="2">報告書</td><td>令和 4 年度 矢作川沿岸地区 事業効果等補足検討業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>令和 5 年度 矢作川沿岸地区 事業計画関係基礎資料とりまとめ業務</td><td>1 式</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>その他必要資料</td><td>1 式</td></tr> </tbody> </table>	分 類	貸与資料	数量	現況関係 資料	事業誌（矢作川総合地区、矢作川第二地区及び新矢作川地区）	1 式	用水計画資料（新矢作川地区）	1 式	報告書	令和 4 年度 矢作川沿岸地区 事業効果等補足検討業務	1 式	令和 5 年度 矢作川沿岸地区 事業計画関係基礎資料とりまとめ業務	1 式	その他	その他必要資料	1 式	
分 類	貸与資料	数量																
現況関係 資料	事業誌（矢作川総合地区、矢作川第二地区及び新矢作川地区）	1 式																
	用水計画資料（新矢作川地区）	1 式																
報告書	令和 4 年度 矢作川沿岸地区 事業効果等補足検討業務	1 式																
	令和 5 年度 矢作川沿岸地区 事業計画関係基礎資料とりまとめ業務	1 式																
その他	その他必要資料	1 式																
(参考資料及び貸 与資料の取扱い) 第 2 - 5 条	第 2-3 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。 (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。 (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。 (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。																	
(関連業務) 第 2 - 6 条	本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th><th>業務名</th><th>業務実施期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>矢作川沿岸地区 事業計画書 (案) 作成業務 (仮称)</td><td>令和 6 年 4 月～ 令和 7 年 2 月 (予定)</td></tr> <tr> <td>2</td><td>矢作川地域 営農計画 (案) 等策 定業務 (仮称)</td><td>令和 6 年 6 月～ 令和 7 年 1 月 (予定)</td></tr> <tr> <td>3</td><td>矢作川総合第二期地区 変更事業 計画資料作成ほか業務 (仮称)</td><td>令和 6 年 5 月～ 令和 7 年 3 月 (予定)</td></tr> <tr> <td>4</td><td>矢作川総合第二期地区 受益面積 調査ほか業務 (仮称)</td><td>令和 6 年 4 月～ 令和 7 年 2 月 (予定)</td></tr> </tbody> </table>	番号	業務名	業務実施期間	1	矢作川沿岸地区 事業計画書 (案) 作成業務 (仮称)	令和 6 年 4 月～ 令和 7 年 2 月 (予定)	2	矢作川地域 営農計画 (案) 等策 定業務 (仮称)	令和 6 年 6 月～ 令和 7 年 1 月 (予定)	3	矢作川総合第二期地区 変更事業 計画資料作成ほか業務 (仮称)	令和 6 年 5 月～ 令和 7 年 3 月 (予定)	4	矢作川総合第二期地区 受益面積 調査ほか業務 (仮称)	令和 6 年 4 月～ 令和 7 年 2 月 (予定)		
番号	業務名	業務実施期間																
1	矢作川沿岸地区 事業計画書 (案) 作成業務 (仮称)	令和 6 年 4 月～ 令和 7 年 2 月 (予定)																
2	矢作川地域 営農計画 (案) 等策 定業務 (仮称)	令和 6 年 6 月～ 令和 7 年 1 月 (予定)																
3	矢作川総合第二期地区 変更事業 計画資料作成ほか業務 (仮称)	令和 6 年 5 月～ 令和 7 年 3 月 (予定)																
4	矢作川総合第二期地区 受益面積 調査ほか業務 (仮称)	令和 6 年 4 月～ 令和 7 年 2 月 (予定)																

項 目	内 容	備 考
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条 (作業の留意点) 第 3 - 2 条	本業務における作業項目、作業内容及び数量は、「別紙：作業項目内訳表」に示すとおりである。 業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。 (1) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。 (2) 第 2-3 条、第 2-4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。 (3) 作業に必要な関係機関との調整等については、監督職員と十分打合せるものとする。 (4) 各種検討等に用いる数値等については、その出典を明示するものとする。 (5) 現地調査に当たっては、監督職員及び施設管理者等の関係機関との連絡調整を密に行い、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を仰ぎ、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。 (6) 用水計画の精査について、矢作川総合地区（北部地域）の用水計画諸元、水収支計算結果においては、別途実施予定の矢作川総合第二期地区での検討結果を参照して取りまとめるものとする。 (7) 河川協議書（案）及び協議概要資料の作成について、矢作川第二地区においては県営吉良古川頭首工の河川法第 23 条・24 条を加えた河川協議書（案）、協議概要資料とする。	
第 4 章 業務管理 (情報共有システム) 第 4 - 1 条	1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 2 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」（農林水産省 Web サイト参照）によるものとする。 3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力しなければならない。	
第 5 章 打合せ (打合せ) 第 5 - 1 条	共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第 2 回 中間打合せ（用水計画の精査の段階） 第 3 回 中間打合せ（河川協議書（案）作成の段階） 第 4 回 中間打合せ（河川協議書（案）及び概要説明資料作成の段階） 最終回 報告書原稿作成段階	

項 目	内 容	備 考
第 6 章 成果物 (成果物) 第 6 - 1 条	なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。 成果物を共通仕様書第 1 章第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体(CD-R 等)正副 2 部 (2) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)	
(成果物の提出先) 第 6 - 2 条	成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県名古屋市中区昭和区安田通四丁目 8 番 (安田庁舎) 東海農政局 木曾川水系土地改良調査管理事務所	
第 7 章 契約変更 (契約変更) 第 7 - 1 条	業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と請負者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第 2-2 条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。 (2) 第 3-1 条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第 5-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 第 6-1 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他	
第 8 章 定めなき事項 (定めなき事項) 第 8 - 1 条	この特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別紙：作業項目内訳表)

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 事前準備			
1-1. 現地調査	業務実施に必要な現地調査を行う。	1 式	
1-2. 資料の検討	貸与資料を整理・把握し、作業計画を作成する。	1 式	
2. 用水計画の精査			
2-1. 用水計画諸元の精査	過年度業務で整理した「矢作川総合地区（北部地域・南部地域）」及び「矢作川第二地区」の用水計画諸元について、第 2-6 条の関連業務で別途検討する営農計画（案）や受益面積等により精査し、前歴事業、前回河川協議及び今回調査時点の用水計画諸元の比較表を整理する。	1 式	
2-2. 現況・計画水収支計算	2-1. に基づき、矢作川総合地区（南部地域）、矢作川第二地区について、以下のパターンで「雨あり」「雨なし」の計画水収支計算を行う。 （1）矢作川総合地区（南部地域）における計画水収支計算 計 画 諸 元：2-1. にて整理した諸元を使用 計画基準年：昭和 24 年 （2）矢作川第二地区における計画水収支計算 計 画 諸 元：2-1. にて整理した諸元を使用 計画基準年：昭和 22 年	1 式	
2-3. 農業用水需要量の検討	2-2. 及び過年度業務で整理した農業用水需要量を基に、農業用水需要量を整理し、期別最大取水量及び年間総取水量を検討する。	1 式	
2-4. 計画基準年の検証	至近年までの降雨資料（計画基準年～令和 5 年）を用いて計画基準年の妥当性を検証する。	1 式	
3. 河川協議書（案）及び協議概要資料の作成			
3-1. 河 川 協 議 書（案）の作成	2. において検討した内容を基に、矢作川総合地区及び矢作川第二地区の水利使用の変更に係る河川協議書（案）（河川法第 23 条関係）を作成する。	1 式	
3-2. 協議内容の概要説明資料作成	用水計画諸元を基に、前回河川協議から今回調査時点で変更となった協議内容について、変更内容及び変更理由を整理した説明資料を作成する。	1 式	
4. 点検取りまとめ	上記作業の成果物の点検取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	